

## 本日の説明内容

### 1 土地改良事業における補助制度の概要

- (1) 団体営事業
- (2) 県営事業

### 2 事業化までのスケジュール（県営事業）

### 3 調査着手までに必要な手続き（県営事業）

- (1) 推進協議会の立ち上げ
- (2) 整備エリアの概定
- (3) 営農構想（素案）の策定
- (4) 調査同意の取得

### 4 まとめ

# 1 土地改良事業における補助制度の概要 (1) 団体営事業

- **団体営事業**は市町村・土地改良区が事業主体となって実施する事業。  
スピーディーに小規模な整備を実施。
- 排水路整備のイメージ

【整備前】



排水路が土水路で水はけが悪く  
なっていた

【整備後】



排水フリームの設置で  
水はけが良くなった

### ○ 畦畔除去のイメージ

【整備前】



区画が小さいため  
作業に手間がかかっていた

【整備後】



畦畔除去による区画拡大で  
作業効率アップ

# 1 土地改良事業における補助制度の概要 (1) 団体営事業

事業名		A 農地耕作条件改善事業 地域内農地集積型	B 県単土地改良事業
事業内容		畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備	農業の振興に資する簡易な基盤整備
受益面積、受益者		受益者2者以上	5ha以上20ha未満
主な要件	集積	農地中間管理機構による担い手への集積	—
	事業費	200万円以上	20万円以上
	その他	工期3年以内	単年度事業
	負担割合	国50%、県14%、市・地元36%	県37.5%、市・地元62.5%など
備考		・実施年度の前年度に予算要求(4月、6月、9月)	・実施年度の前年度に予算要求(7～8月)

# 1 土地改良事業における補助制度の概要 (2) 県営事業

- **県営事業**は県が事業主体となって実施する事業。  
団体営と比較して長期的に大規模な整備を実施。

【整備前】



【整備後】



区画整理、農道、用水・排水施設等の複数の整備を総合的に実施

### ○ 区画整理のイメージ

【整備前】



区画が小さく場所も分散している  
ため作業に手間がかかっていた

【整備後】



**農地がまとまり作業効率アップ**

# 1 土地改良事業における補助制度の概要 (2) 県営事業

事業名		C 農業競争力強化農地整備事業 (農地整備事業)	D 農地中間管理機構関連 農地整備事業 (一般型)
事業内容		農地の大区画化・汎用化等による 担い手への農地集積・集約化の促進	
受益面積		20ha以上	10ha以上 ※市町村が事業主体の場合は5ha以上
主な要件	集積率	80%以上 ※受益面積に占める高収益作物の作付面積の割合が2割以上の場合は、50%以上	・農地中間管理権(15年以上)の設定100% ・事業完了後5年以内に80%以上を担い手に集団化等
	その他	意向同意率100% (換地を伴う面整備事業の場合)	収益性20%以上向上等
	負担割合 ※国のガイドライン	国50%、県27.5%、市町村10.0% 地元12.5% ※ <b>負担軽減策</b> (促進費)あり	国62.5%、県27.5%、 市町村10.0%、地元0%
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>儲かる営農構想</b>の立案、地元の合意形成が図れた地域で計画調査を実施</li> <li>・ 事前の計画調査に4年以上を要する</li> </ul>	

# 1 土地改良事業における補助制度の概要 (2) 県営事業

## ○ 負担軽減策

C 農業競争力強化基盤整備事業の地元負担は、事業負担金12.5% + 借入利子。  
それぞれに対して負担軽減策がある。

### 【負担軽減策活用のイメージ】

- ① 地区の85%以上を担い手に集積。
- ② ①で集積した農地のうち80%以上を担い手に集約化



①、②の両方を達成すると...

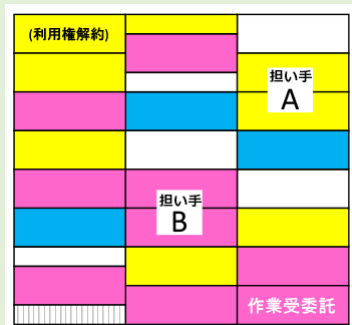
- ・ 事業負担金12.5%の費用が助成される
- ・ 地元負担金の5/6を無利子で借入することができる



### 【集積・集約とは...】

#### 集積

担い手が所有または借り入れすることにより、経営面積を増やすこと



集積



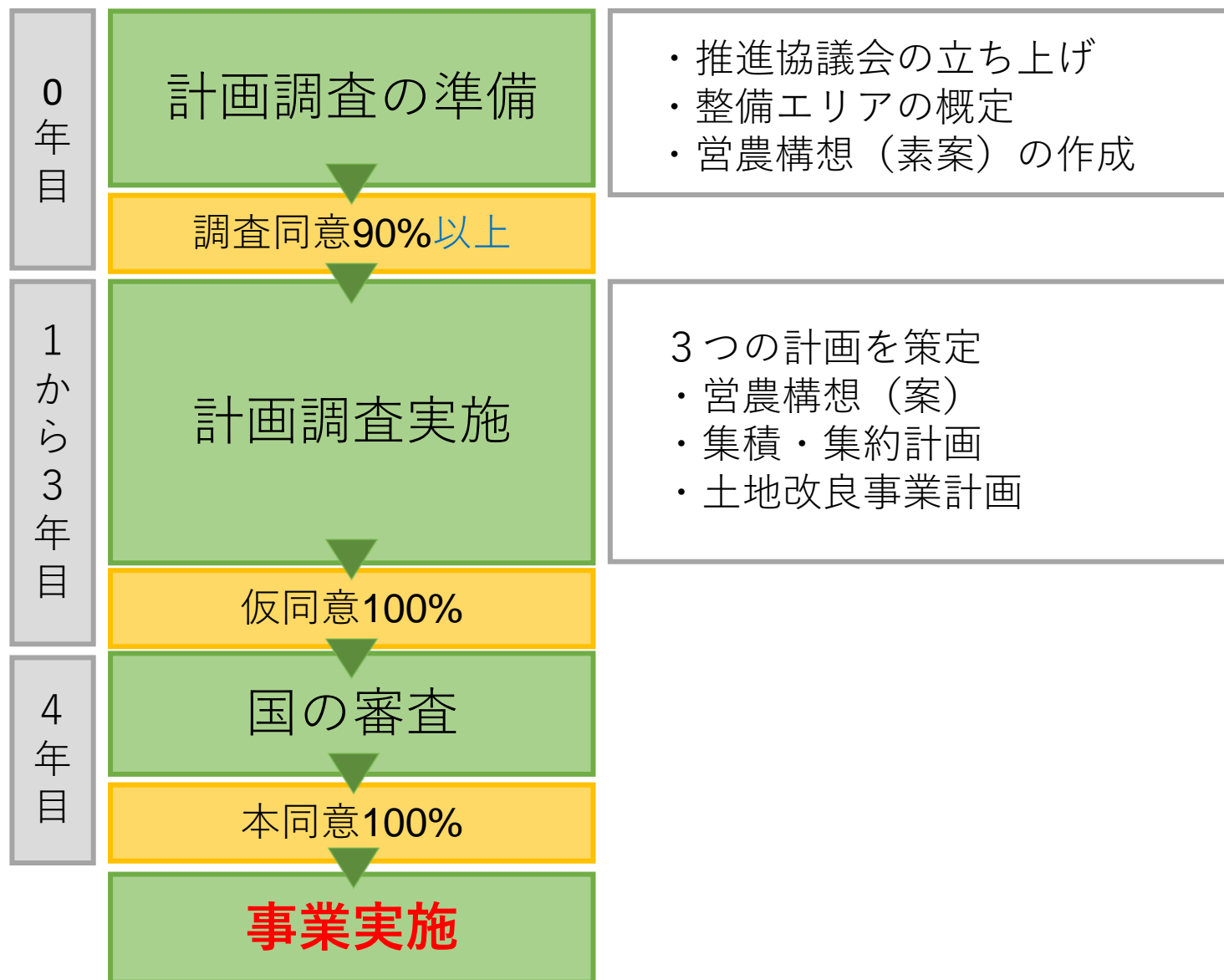
集約

#### 集約

担い手同士で耕作する農地を交換し、1ha以上のまとまりを作ること

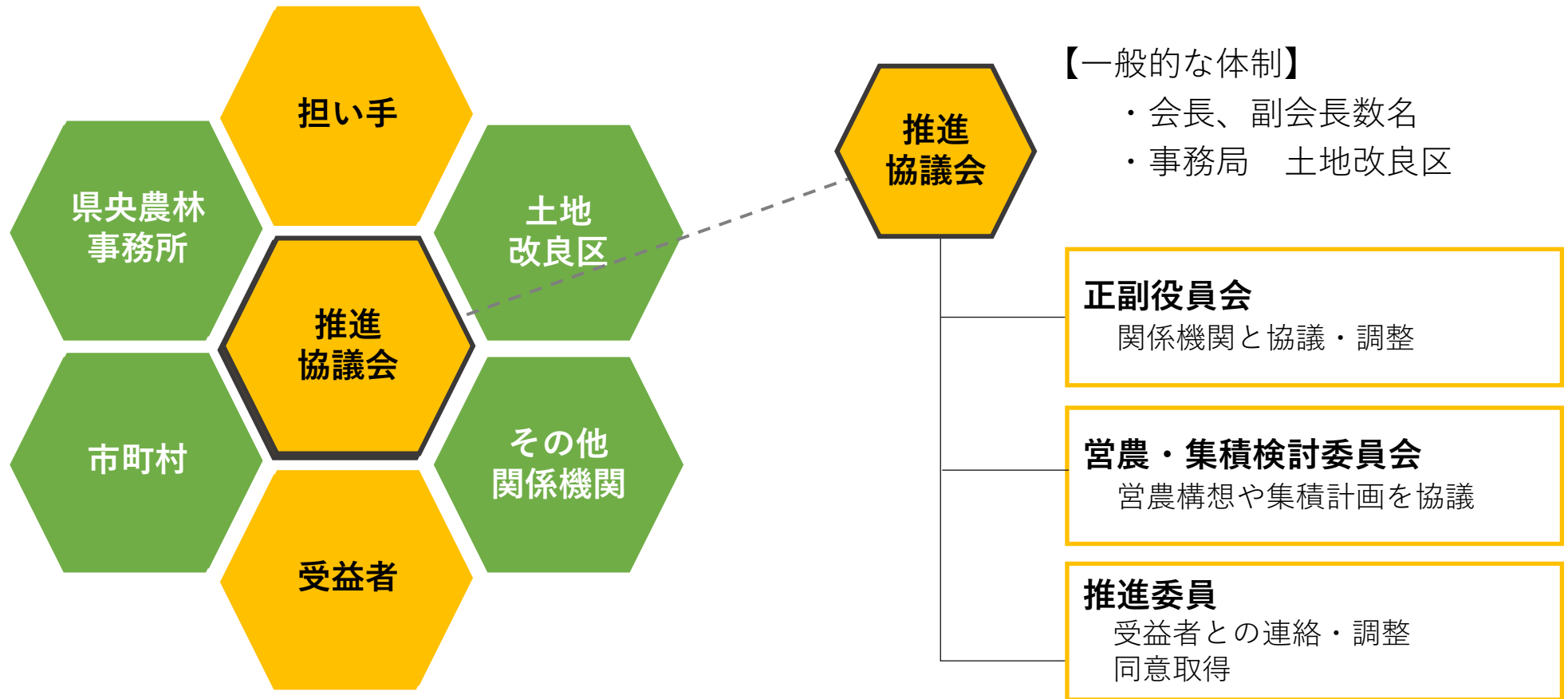
## 2 事業化までのスケジュール（県営事業）

- 県の計画調査が始まってから事業実施までには、**標準的に4年**かかる。



### 3 調査着手までに必要な手続き (1) 推進協議会の立ち上げ

- 円滑な事業の推進にあたっては、地元の推進体制が重要。
- 受益者から推進委員を選出し、推進協議会を設立していただく。



### 3 調査着手までに必要な手続き (1) 推進協議会の立ち上げ

#### 【推進協議会の役割】

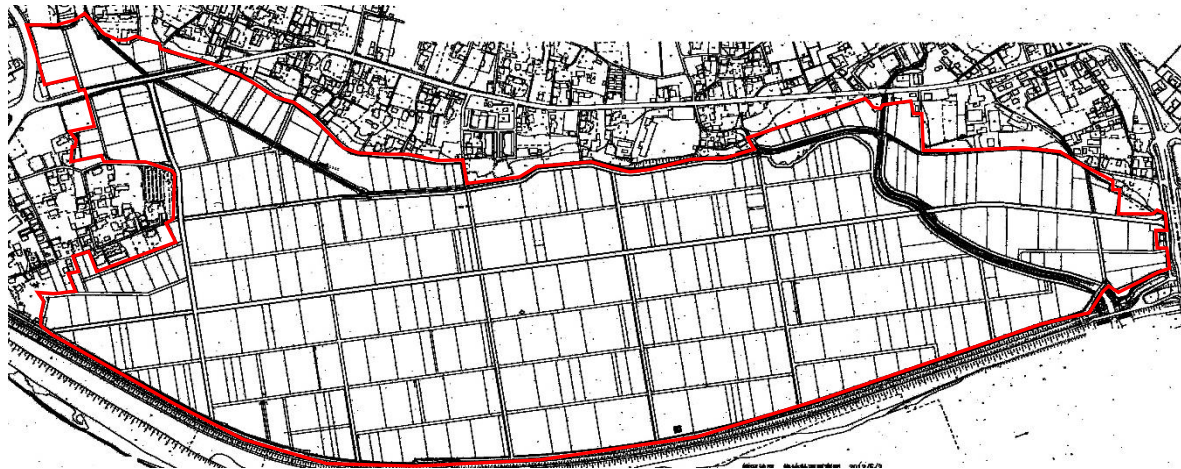
- 3つの計画を関係機関と協議する。
  - ・ 営農構想
  - ・ 集積・集約計画
  - ・ 土地改良事業計画
  
- 3回の同意取得を中心となって行う。



推進協議会のイメージ

### 3 調査着手までに必要な手続き (2) 整備エリアの概定

- 地元が主体となって、整備するエリア（整備しないエリア）を決めていただく。
- エリアを決めるためのポイントとしては、
  - ・ 用水を同一に使っているエリア（例：〇〇用水機場や〇〇分水工の用水エリア）
  - ・ 大きく耕作している農家さんの作付けエリア など
- 土地改良事業を行う農地については、
  - ① 土地改良区の受益地に入っていること
  - ② 市町村が決める農振農用地に位置付けられていることの両方を満たす必要がある。（採択を受ける前までに編入されていれば良い。）



エリア設定のイメージ

### 3 調査着手までに必要な手続き (3) 営農構想 (素案) の策定

- 県では「茨城農業の将来ビジョン」に沿った「儲かる営農構想」を立案することを採択の要件としている。
- 「誰にどんな営農をしてもらうか」を地域で話合った結果を営農構想としてまとめていただく。

#### 【水田における取り組み事例】

##### ①大規模経営

1経営体50ha以上を目指す

##### ②特徴的な米づくり

有機栽培、良食味米

##### ③輸出米

##### ④耕畜連携

子実用トウモロコシ、WCS

##### ⑤高収益作物の導入

レンコン、ネギ、かんしょ



#### 米の生産構造の目指す将来の姿

- 国内の米需要の減少傾向を踏まえ、地域の状況に応じ、特色ある米づくりや高収益作物などへの転換を展開

#### 米生産の今後のビジョン



#### 他品目への転換が可能な水田について

- 高収益作物などへの品目転換を推進 (かんしょ、れんこん、麦・大豆等)
- 儲かる農業を実現するための基盤整備の実施 (施設園芸向けの基盤整備等)

#### 米以外の生産が困難な水田について

- 経営規模の拡大 (50ha以上を目指す経営体への農地の集積・集約化、労働力の確保)
- 特色ある米づくり (中山間地域での良食味米や有機栽培米の生産) や輸出用米の推進

#### 基盤整備の目指す将来の姿

- 土地改良事業については、メガファームの育成、畑地への転換、施設園芸団地の形成など、意欲ある担い手への集積・集約を図るものに移行
- 水田の基盤整備は、地域に「儲かる営農構想」の立案を求め、専業農家による大規模経営や、特色ある米づくりを志向する地区を推進

<土地改良事業を実施する地域 (将来を見据えたゾーニング)>

#### 水田エリア

- 大規模農業経営体の育成  
集積・集約を進め大区画化やスマート農業の導入等により低コスト生産を目指す地域
- 特色ある米づくり  
付加価値が高い主食用米を生産する地域
- 輸出用米  
主食用米の輸出に取り組む地域
- 和牛生産拡大に向けた耕畜連携  
WCSに転換し耕畜連携に取り組む地域

#### 畑地化エリア

- 畑地化による品目転換  
排水改良等により水田を畑地化し、収益性の高い農作物に品目転換しようとする地域
- 施設園芸団地の形成  
施設園芸団地の形成を目指す地域



# 【参考】 営農構想の事例・・・受益面積36ha

## こんな農家が

### ・意欲ある担い手3人に集積・集約

(耕作者数) 現況：15人 → 整備後：担い手2人

(集積・集約率)

現況：30%(10.8ha) → 整備後：100%(36ha)

(担い手の地区内平均耕作面積)

現況：約1.0ha → 整備後：約18ha

※地区の水田の85%以上を誰に作ってもらうのか？

## こんなものをこんなふうにつくり

### ・現況100%の主食用米を輸出等米へ転換畑地化を実施

現在

主食用米100%

将来

10%

輸出用米65%

加工用米

15%

野菜

10%

※①の農家さんはどのような営農を行うのか？

①担う ②作る

④儲かる ③売る

(省略)

※②③による収益はどうか？

### ・輸出事業者との契約により安定販売を実現

※②で作ったものをどこの誰に売るのか？

このように儲かる

こうやって売り

### 3 調査着手までに必要な手続き (4) 調査同意の取得

- 事業の推進にあたって、地元の意向や意思を確認するため、そのタイミングに応じて同意を取得していただく。
- 一般的な同意の取得は、対象者向けの説明会を行った上で、推進委員さんが個別に担当するご家庭を訪問し同意書を記載していただいている。(地区外に住む方は郵送等により対応。)

#### 【①調査同意】

県による計画調査の実施を申請するために必要な同意。

対象受益者から**90%以上**の割合で同意を取得していただく。

+

営農構想 (素案)

#### 【②仮同意】

土地改良事業計画の国の審査を受けるために必要な同意。

対象受益者から**原則100%**の割合で同意を取得していただく。

+

営農構想 (案)

#### 【③本同意】

県による土地改良事業の実施を申請するために必要な同意。

対象受益者から**原則100%**の割合で同意を取得していただく。

+

営農構想

## 4 まとめ

---

- 土地改良事業の種類
  - 団体営事業**：スピーディーに小規模な整備を実施
  - 県営事業**：長期的に大規模な整備を実施
- 県営事業の地元負担金に対して負担軽減策がある。
  - 集積・集約化**の取組が必要
- 県営事業の計画調査が始まってから事業実施までに**標準的に4年**かかる。
  - 3つの計画作成**（営農構想、集積・集約計画、土地改良事業計画）
  - 3回の同意取得**（調査同意、仮同意、本同意）が必要
- 県営事業の計画調査に取り組むためには**地元組織（推進協議会）**の立ち上げが必要